

# 1 リユース(再使用)する

家庭でいらなくなったものの多くはごみとして捨てられ、市の収集車が日々回収し、燃やされたり最終処分場に埋め立てられたりしています。一方、使わなくなったものでも捨てるにはもったいない、捨てるにはお金もかかるので家の中にしまっているものがたくさんあります。ここでは、使わなくなったものを売ったり譲ったり寄付したりする方法をいくつか紹介します。

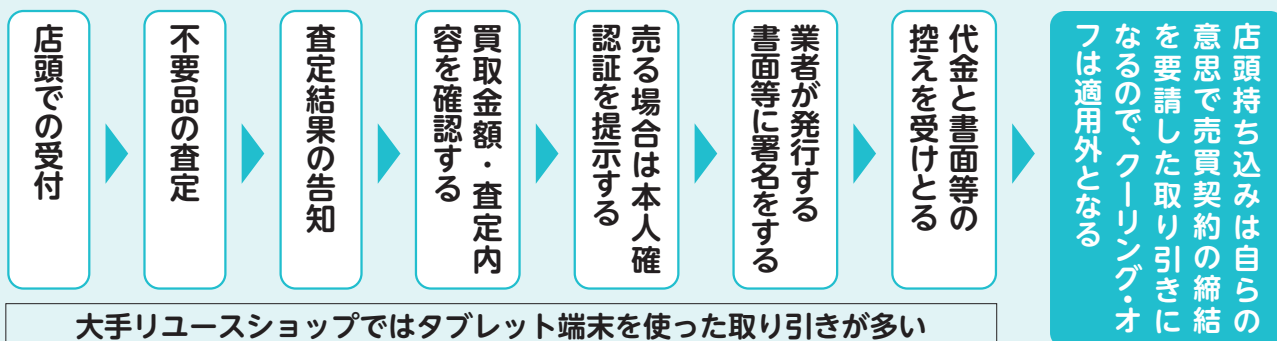
## 1 地域のリユース・リサイクルショップを利用する

リユース・リサイクルショップは、家庭でいらなくなったものをたくさん仕入れています。全国に展開しているお店や住んでいる地域にしかないお店、売り場の広いお店や小さいお店などたくさんあります。お店によって仕入れるものや買取り価格も違ってきます。

### 店頭持ち込み

近くにお店があれば、何を買い取ってくれるか確認して持ち込むとよいでしょう。

#### 店頭買取りの主な流れ



どのお店でも共通することは、売るときに本人を確認する証明書等の提示が求められます。これは古物営業法第15条（確認等及び申告）で古物売り買いする業を行う事業者（個人事業主を含む）に義務付けられており、盗品の売買防止と速やかな発見が目的です。

#### 本人確認となる主なもの



運転免許証



特別永住者証明書



マイナンバーカード  
(裏面がコピー等  
されないように注意)



住民票原本の写し  
(交付から3ヶ月以内)



パスポート



健康保険証



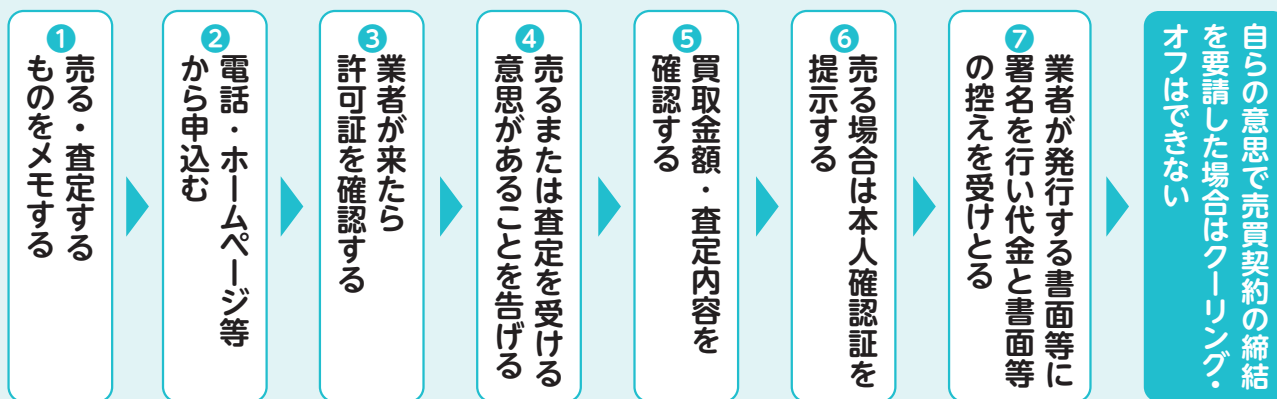
住民基本台帳カード

- マイナンバーカードの裏面は法令で定められた税、社会保障、災害対策の手続き以外のコピー撮影はできません。店員がコピーしようとしたら違法です。
- 健康保険証は、保険証の記号、番号、QRコードのコピー・撮影をしないよう注意が必要です。
- 未成年者が売るときは、保護者の同意を得たことを証する同意書あるいは同席を求められます。規定は都道府県、区市町村の条例（青少年保護育成条例）に定められています。

## 出張買取り

自宅等に査定や買取りに来てもらう場合は、お店に電話やメール等で依頼をします。そのときに売りたいものが何か、あるいは査定してもらいたいものが何かを相手に伝えておく必要があります。注意しておきたいのは、依頼したものの以外の買取りの勧誘を受け、売ってしまわないようにすることです。売るとき、査定を依頼するときにしっかりと決めておくことが大事です。

### 出張買取りの主な流れ(招請取引\*) \*招請：自分から頼んで来てもらうこと



- ① あらかじめ売りたいものや査定してもらいたいものをリストアップしておくことと業者との交渉がスムーズになります。
- ② 電話で依頼するときは買取りや査定してもらうものだけを伝える。ホームページの申し込み画面から依頼する場合も買取りまたは査定のための依頼かを記入します。
- ③ 業者が来たら「古物営業許可証」あるいは「行商従業者証」の提示を求め、相手を確認する。業者は自分が誰かを明示しなくてはなりません。
- ④ 業者は訪問した際に、依頼者本人に対して買取りや査定を行ってよいか確認しなくてはならないことになっています。
- ⑤ 業者は買取りまたは査定の依頼を受けたもの以外に買取りや査定をすることはできないことになっています。
- ⑥ 売却では本人確認証の提示が求められ、住所、氏名、職業、年齢を確認されます。業者は、提示された本人確認証を控えとしてコピーを取ったり、デジタルカメラ等で撮影することがあります。
- ⑦ 依頼者は、売却の意思表示として、住所、氏名、職業、年齢及び署名をしなくてはなりません。



## コラム1 電話勧誘による強引な訪問買取りを受けたとき

電話勧誘による訪問買取りを受け承諾した場合は、業者が来たときに相手をしっかり確認することが大切です。売る気がなければきっぱり断りましょう。訪問買取で売ってしまった場合でも、クーリング・オフが適用され、返してもらうことができます。そのためにも必ず売却の契約書面を受け取るようにします。

- 売らなくなかったらきっぱり断る!
- 売る前に見積書、契約書などの書面を発行するか確認する
- 売ったあとに売買を証明する書面(契約書など)を受け取る
- クーリング・オフは書面を受け取った日を含めて8日以内
- 買取りの契約をしてもその場で引き渡す必要はない
  - ▶ クーリング・オフが適用されない商品や取引の態様があるので注意が必要(コラム2参照)
- 困ったときは、地域の消費生活センター等に相談する

**見守り新鮮情報 第157号**

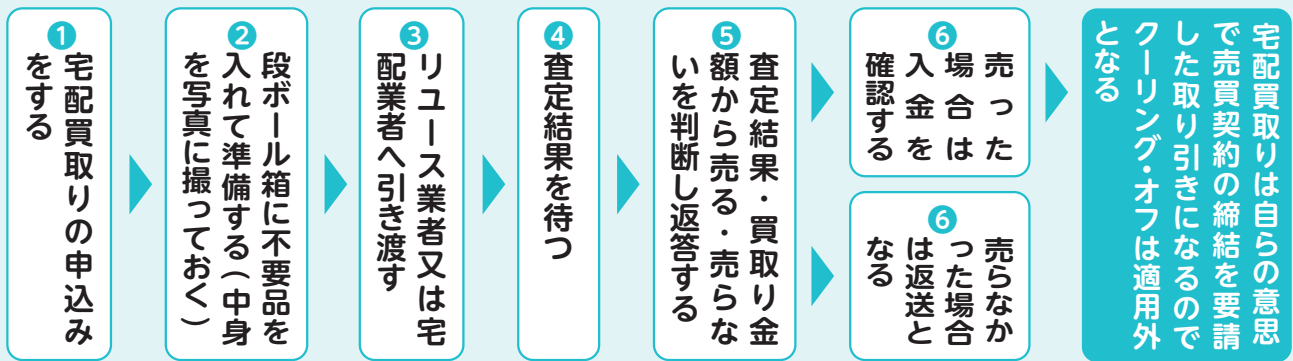
「不用品など何でも買い取る」と電話があり来訪してもらった。業者の男性は用意しておいたものはざっと見ただけで、「**貴金属はないか**」と聞いてきた。「ない」と答えると、「絶対に何もないか。うそになるよ」などとあまりにも**しつこく**言われ、仕方なく金のネックレスなど4点を見せたところ、「それを売ってほしい」と言われた。断ったが男性の様子が怖かったし、**なかなか帰ってくれない**ため、あきらめて売却し2万円ほど受け取った。冷静になると大事なものを売ってしまったという後悔が強くなり、数日後「**返してほしい**」と連絡したが「**すでに手元**にないし、クーリング・オフはできない」と断られた。本当にクーリング・オフはできないのか。(70歳代 女性)

**買い取られた貴金属  
クーリング・オフができます!**

## 宅配買取

宅配買取は、店舗へ持ち込むことができない方や自宅等に来てもらうことに不安がある方には便利なサービスです。買取業者の指定した段ボール箱や手持ちの箱等を使って梱包しておいて、買取業者や宅配業者に引き取りにきてもらいます。

### 宅配買取の主な流れ



ここで注意することは、買取業者（古物商）が行う本人確認です。非対面での本人確認は、なりすましを防ぐために法令で厳しく規定されています。本人の確認書類を送るだけでは違法となります。

古物営業法

第15条第1項第3号

古物営業法施行規則

第15条第3項

本人の確認方法は 16 通りあり、比較的簡単な方法はつぎの3つです。

**方法 1** あらかじめ宅配買取の申し込みを行ったうえで、段ボール箱等に売りたいものと印鑑登録証明書あるいは登録した印鑑を押印した書面（買取り申込書、査定申込書など）を入れて一緒に送る。  
(規則第 15 条第 3 項第 1 号)



**方法 2** あらかじめ宅配買取の申し込みを行ったうえで、段ボール箱等に売りたいものと市区町村の窓口等で交付を受けた各種証明書（住民票の写し、戸籍謄本・抄本、印鑑登録証明書など）と本人名義の預貯金口座（銀行・郵便）を記載した書類を入れて一緒に送る。  
(規則第 15 条第 3 項第 6 号)



**方法 3** 宅配買取の申し込みで自宅引き取りを選択し、リユース事業者から委託された宅配事業者が訪問した際に段ボール等に売りたいものと本人確認書類（運転免許証、健康保険証\*、パスポート等のコピー）及び本人名義の預貯金口座（銀行・郵便）を記載した書類を入れて渡す。  
\*健康保険証は記号・番号・QRコードをかくしてコピーする。  
(規則第 15 条第 3 項第 7 号)



Web サイトを使った手続きでは、買取事業者によって 1 回目の申し込みの際に本人専用の ID とパスワードを付与し、2 回目以降の本人確認手続きを簡略化しています。本人確認は、オンラインによる確認「eKYC\*」を導入している事業者も増えています。買取事業者によって方法が異なるため、サービスの利用規定等をしっかり確認したうえで利用しましょう。

\* eKYC: [Electronic Know Your Customer] の略。オンライン上（インターネットにつながっている状態）で本人確認するための技術。





## コラム2 クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度が規定されている法律は「特定商取引法」です。出張買取りは「訪問購入」と定義されており、事業者に対する規定が設けられています。

クーリング・オフとは、買取りの日を含めて（契約書などの書面の交付から）**8日以内**であれば売主である消費者は無条件で契約申し込みの撤回、契約の解除ができる制度のことです。

クーリング・オフ期間中は、引渡しを拒否して売却した物品を手元に置いておくことができます



クーリング・オフ期間内であればクーリング・オフを通知して、第三者に転売された物品を返すよう求めることができます



ただし、クーリング・オフはつぎの場合は適用されません。

### 適用されない商品



自動車  
(バイクを除く)



家具



本・CD・DVD・  
ゲームソフト類



商品券などの  
有価証券



家電（携行が  
容易なものを除く）

### 適用されない取引対応

- 消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- いわゆる御用聞き取引の場合
- いわゆる常連取引の場合
- 転居に伴う売却の場合

自ら買取業者を契約締結する意思で呼んだ場合は、クーリング・オフは適用除外となります。また、引っ越しで売却を要請した場合もクーリング・オフの対象外となります。

引用：消費者庁 特定商取引法「消費者の方へ 訪問購入のトラブルに注意してください!」

詳しくは  
こちら



消費者庁  
「特定商取引法ガイド」



国民生活センター  
「身近な消費者トラブル Q&A」

はじめに

リユース  
(再使用する)

修理・修繕・  
補修する

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環  
社会の主なキーワード

地域のお店事業者業界団体・  
国が定める指定法人

法律の豆知識

## 2 不要品回収業者を利用する

不要品回収業者（市中回収業者）の多くは、小型家電リサイクル法の附帯決議に示されている「地域に根付いた回収業者」です。回収するものはリユース・リサイクルできるものです。業者によっては片付け、遺品整理も行っています。

### 不要品回収事業者の営業形態と依頼するときの注意点

回収業者の多くはチラシやホームページを使った営業活動を行っています。回収を依頼するときは、内容をしっかり確認し、気になることは依頼をする前に確認をするようにしましょう。



依頼者立合いの回収の様子

<p><b>事業者の主な営業形態</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新聞を使った折り込み広告</li> <li>● ポスティングによるチラシ広告</li> <li>● ホームページを使った広告</li> </ul>
<p><b>依頼するときの注意点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 依頼する前に見積書、契約書などの書面を発行してもらえるか確認しましょう</li> <li>● 引き取り後に引取り書や領収書などの書面を発行してもらえるか確認しましょう</li> <li>● 片付けや遺品整理を依頼するときは、ごみの処理をどうするか確認しましょう</li> <li>● 産業廃棄物収集運搬の許可で家庭から出るごみを回収していないか確認しましょう</li> </ul> <div data-bbox="384 947 715 1384" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px;"> </div> <div data-bbox="738 963 1442 1097" style="margin: 10px;"> <p>回収事業者の中には、産業廃棄物収集運搬業の許可を得ていることをチラシ等に掲載していますが、この許可で家庭ごみ（一般廃棄物）を収集運搬することはできません。</p> </div> <div data-bbox="852 1122 1433 1361" style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 10px; border-radius: 10px; margin: 10px;"> <p>産業廃棄物収集運搬許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇号 <b>産業廃棄物の許可で家庭から出るごみは運べません。収集運搬ができるのは一般廃棄物のみです。</b></p> </div>

### 回収された不要品のリユース・リサイクル

引き取られた不要品は、再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）の目的等で有効利用されます。主な有効利用は次のとおりです。

- 国内外のリユース・リサイクルショップで販売される
- 資源として製品の原材料になる
- 発展途上国に輸出され、販売される



発展途上国のリユースショップ

### 回収された不要品のリユース・リサイクル

不要品回収業者には業界団体があります。2013年に設立された一般社団法人日本リユース・リサイクル回収事業者組合（JRRC）は、法令遵守を掲げ、事業者に対して啓蒙活動を実施しています。回収事業者に対して気になることがあれば、JRRCへ問い合わせるとよいでしょう。




















**一般社団法人  
日本リユース・リサイクル  
回収事業者組合（JRRC）**

住所：東京都港区虎ノ門 1-16-9  
双葉ビル 301  
連絡先：03-3539-2707

はじめに  
リユース（再使用する）  
修理・修繕・補修する  
リサイクルする  
片付けを依頼する  
空き家の管理と活用  
サステナブル・資源循環  
社会の主なキーワード  
地域のお店事業者業界団体  
国が定める指定法人  
法律の豆知識

### 3 ネットオークション・フリマアプリを利用する

ネットオークションやフリマアプリを使った個人間売買を利用するとリユースショップに持ち込むより高い値段で売れる場合もあります。ネットオークションで代表的なものはYahoo!オークション、フリマアプリはYahoo!フリマと楽天ラクマ、メルカリです。どれもパソコン、スマートフォン、タブレットで出品ができます。

登録・費用	YAHOO! JAPAN オークション	YAHOO! JAPAN フリマ	Rakuten Rakuma	mercari
出品できる環境	Yahoo!オークション Web サイト Yahoo!オークション アプリ	Yahoo!フリマ アプリ	楽天ラクマ サイト 楽天ラクマ アプリ	メルカリ Web サイト メルカリ アプリ
出品するのに必要な登録手続き	①Yahoo! JAPAN ID の取得 ②出品者情報の登録 ③Yahoo!ウォレットの登録	①Yahoo! JAPAN ID の取得 ②PayPay アカウントとの連携 ③住所・メールアドレスの登録 ④Yahoo!ウォレットの登録	①楽天ラクマ 会員登録 ②本人の情報登録 ③振込先口座の登録	①会員登録・本人確認 ②本人情報の登録 ③振込先口座の登録 (売上金の口座送金の場合) ※登録内容の不十分等で無期限停止となる可能性あり
出品にかかる費用(システム利用料)	特定カテゴリ以外は無料 Yahoo!プレミアム会員登録するとオプション機能が利用可(月額有料)	出品は無料	すべて無料	すべて無料
落札又は売れたときにかかる費用(システム利用料)	一般会員:10%(税込) プレミアム会員:8.8%(税込) ※特定カテゴリは、所定の落札システム利用料がかかる	販売手数料5%(税込) 商品の送料(出品者負担)	4.5%~10%(税込) 取引が完了した合計の販売回数及び合計販売金額の両方によって翌月の販売手数料が決まる変動制	販売手数料10%(税込)
サービスの利用制限	未成年者(18歳未満)は利用前に親権者など法定代理人の包括的な同意が必要(LINEヤフー利用規約2.3) 20歳以上:制限なし 18歳以上20歳未満: アルコールの入札制限 15歳以上18歳未満(中学生): 保護者の同意/カテゴリの制限/入札・落札の制限	20歳未満の出品・購入制限:タバコ/アルコール 18歳未満の出品・購入制限:ナイフ/トイガン/車/危険物	未成年者(18歳未満)は親権者の同意が必要(楽天ラクマ規約第3条)	未成年者(18歳未満)は利用前に親権者など法定代理人の包括的な同意が必要(メルカリ利用規約第3条)
参 考	Yahoo!オークション Web サイト 	Yahoo!フリマ Web サイト 	楽天ラクマ Web サイト 	メルカリ Web サイト 
	Yahoo!オークション アプリ 	Yahoo!フリマ アプリ 	楽天ラクマ フリマアプリ 	メルカリアプリ(使いかた) 
	Yahoo!オークション ヘルプ(利用登録) 	Yahoo!フリマ ヘルプ 	楽天ラクマ 公式ガイド 	メルカリガイド 
	出品できないもの 	出品できないもの 	禁止商品リスト 	出品できないもの 
	LINEヤフー共通利用規約 		利用規約 	利用規約 
自分が落札又は購入のとき 支払い方法	Yahoo!かんたん決済(PayPay・クレジットカード・PayPay銀行・コンビニなど) 手数料はPayPay銀行は無料	PayPay・クレジットカード 手数料は無料	クレジットカード・コンビニ・FamiPay・郵便局・銀行ATM・d払い・売上金・楽天ポイント・楽天キャッシュなど 手数料は無料	クレジットカード・コンビニ・ATM払い・キャリア決済・FamiPay・メルペイ・Apple Payなど 手数料は0円~880円

出品する品物が基本的に自分の所有物の場合は、特段法律の規制はありませんが、仕入れて売の場合は古物営業の許可が必要となります。中古店から本などを購入する、いわゆる「せどり」も対象です。

※サービスを利用する場合は、運営会社の最新情報を要確認。掲載情報は2023年10月現在です。

はじめに

リユース  
(再使用する)

修理・修繕・  
補修する

リサイクルする

片付けを依頼する

空き家の管理と活用

サステナブル・資源循環  
社会の主なキーワード

地域のお店事業者養育団体  
国が定める指定法人

法律の豆知識



## 4 無料のネット掲示板を利用する

### ジモティーのサービスを利用する

『ジモティー』は、株式会社ジモティーが提供するインターネットを使った掲示板サービスです。地域の情報サイトでまだ使える不要品のやり取りを行うことができます。会員登録、システム利用料などは一切かかりません。譲る側、もらう・買う側同士が相談して決めることが大きな特徴です。



Web サイト画面



アプリ画面

- ジモティー Web サイト又はジモティーアプリを利用
- 必要な登録手続きは、会員登録（無料）のみ
- 不要品内容の投稿費用と手数料、システム利用料はすべて無料
- サービスが利用できるのは 18 歳以上



Web サイト



特徴



アプリ



利用規約

## 5 市や区のリユース取組みやイベントを利用する

横浜市は、市と各区でリユースの取り組みを行っています。主な取り組みをいくつか紹介します。

実施地域	取り組み	横浜市 のWEBサイト
市	<b>粗大ごみとして出す前に『リユース（再利用）』</b> リユースを行う民間事業者の「おいくら」「ジモティー」と協定を締結。市民が「おいくら」と「ジモティー」のサービスを個人の責任で利用できる。市は責任を負わない。粗大ごみの他に不要品も対象。	
全区	<b>「リユース文庫」</b> 不要になった本の再利用をすべての区で実施。本の受入及び提供スペース（リユース文庫）を区役所や図書館等に設置。	
一部の区	<b>「リユース家具」</b> 粗大ごみとして回収した家具を、リユース家具として無償で提供。但し、無償のため修繕はせず、対象も持帰れるようにテーブル、いすなど基本的に 1 m 以下程度の小型の物に限定。	
全区	<b>「食品ロス・フードバンク・フードドライブ」</b> 使い切れない食品や余った食品などを受付。受付できない食品もある。常時受け付けているところと期間を定めてイベントで実施することもある。	
瀬谷区	<b>「リユース情報板」</b> 不要になった物の再利用を促進。区役所の 1 階エレベータ前に設置。情報交換の場として活用。	
都筑区	<b>「ゆずりあい情報板」</b> 不要になった物を市民同士で自主的にリサイクルするための情報交換コーナー。区役所 1 階区民ホール。原則毎月 15 日前後に情報入替。	
保土ヶ谷区	<b>「骨 10 市（リユース食器・陶器類）」</b> 未使用や状態の良い陶磁器・ガラス食器・植木鉢等を無料で提供。資源循環局保土ヶ谷事務所 1 階プラザ。	

## 横浜市が受け付けている食品

受付できる食品	受付できない食品
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 穀類（白米、玄米、アルファ米、小麦粉など）</li> <li>● 缶詰（肉、魚、果物など）</li> <li>● インスタント・レトルト食品（カレールー、カップ麺など）</li> <li>● お菓子（チョコレート、クッキー、せんべいなど）</li> <li>● 調味料（食用油、砂糖、塩、みりん、料理酒など）</li> <li>● 乾物（そうめん、パスタ、海藻など）</li> <li>● 飲料（ジュース、お茶、水など） など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 賞味期限が2か月を切っているもの</li> <li>● 開封されているもの</li> <li>● 冷凍、冷蔵保存のもの</li> <li>● 生鮮食品（生肉・魚介類・生野菜）</li> <li>● アルコール</li> <li>● ペットフード など</li> </ul>

引用：横浜市ホームページ「フードバンク・フードドライブ活動の推進」より作成



## コラム3 フードバンク・フードドライブ・こども食堂

### ■ フードバンクって!?

各家庭や食品を取り扱う企業あるいは農家から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、困窮している家庭や福祉施設等へ無償で提供する団体・活動を言います。全国のフードバンク活動を行っている団体等の数は151（農林水産省令和3年8月31日時点）あります。

### ■ フードドライブって!?

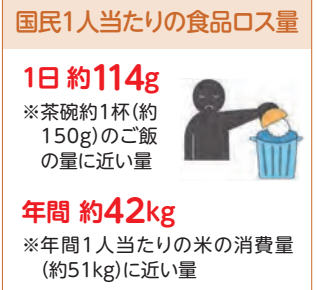
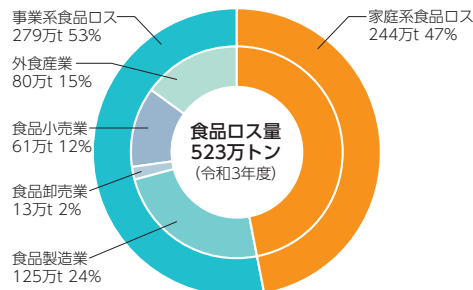
フードドライブとは、各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動を言います。食材は、子ども食堂やひとり親家庭、地域ケアプラザ等で開催されている高齢者の食事会等で活用されています。

### ■ 子ども食堂!?

子ども食堂とは、地域住民やボランティア、自治体などが主体となって無料または低料金で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場のことです。はじめりは2012年で、東京都大田区の「気まぐれ八百屋だんだん」の店主近藤博子さんが、ごはんを当たり前食べられない子どもの存在を知ったことからはじめたとされています。

### ■ 食品ロス!?

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、年間500万トン以上もあります。農林水産省の令和3年度の推計値は523万トンで食品製造業や食品小売業、外食産業などの事業系は、279万トン、家庭系は244万トンです。



農林水産省資料をもとに作成（一部引用）

国の災害用備蓄食品で入れ替え時期となった食品は原則としてフードバンク団体等へ提供。生活困窮者支援などに活用

国の災害用備蓄食品の提供ポータルサイト

